

更生保護法人清心寮 理事職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人清心寮（以下「本法人」という。）の理事の職務権限を定め、更生保護法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条

理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理し、法令、本法人の定款及び別表に掲げる職務を行う。

(副理事長)

第5条 副理事長は、理事長を補佐し、法令、本法人の定款及び別表に掲げる職務を行う。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第6条 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法令、本法人の定款及び別表に掲げる職務を行い、本法人の常務を処理する。

(理事会への報告)

第7条 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の都度、自己の職務執行状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。